

〔別 紙〕

様式1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 7 月 1 日 至 令和 8 年 6 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 さくら会

- ① ☐ 財団 ☒ 社団(☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
 ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
 ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 関市桜台一丁目 6 番 6 号

(3) 設立認可年月日 平成 18 年 3 月 2 日

(4) 設立登記年月日 平成 18 年 3 月 13 日

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。))の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	桜台医院	2110201221	関市桜台一丁目 6 番 6 号	

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

(3) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 7 年 8 月 31 日 令和 6 年度決算の決定

令和 7 年 6 月 28 日 令和 8 年事業計画及び収支予算の決定

(4) そ の 他

様式 26-3

法人名 医療法人社団 さくら会
所在地 岐阜県関市桜台一丁目6番6号

※医療法人整理番号 00580

財 産 目 録
(令和8年6月30日現在)

1. 資 産 額	66,833 千円
2. 負 債 額	54,009 千円
3. 純 資 産 額	12,824 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	25,681
B 固 定 資 産	41,152
C 資 産 合 計 (A + B)	66,833
D 負 債 合 計	54,009
E 純 資 産 (C - D)	12,824

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 2 6 - 1 - 4 （旧法：診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人社団 さくら会
所在地 岐阜県関市桜台一丁目 6 番 6 号

※医療法人整理番号	0	0	5	8	0
-----------	---	---	---	---	---

貸 借 対 照 表
(令和8年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	25,681	I 流 動 負 債	30,104
II 固 定 資 産	41,152	II 固 定 負 債	23,905
1 有 形 固 定 資 産	35,793	負 債 合 計	54,009
2 無 形 固 定 資 産	5,312	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	47	科 目	金 額
		I 資 本 金	9,500
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	3,324
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	12,824
資 産 合 計	66,833	負債・純資産合計	66,833

様式 2 6 - 2 - 2 (診療所を開設する医療法人)

法人名 医療法人社団 さくら会
所在地 岐阜県関市桜台一丁目 6 番 6 号

※医療法人整理番号 0 0 5 8 0

損 益 計 算 書
(自 令和7年7月1日 至 令和8年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	107,480
2 事業費用	108,074
本来業務事業損失	594
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	594
II 事業外収益	204
III 事業外費用	0
経常損失	390
IV 特別利益	2
V 特別損失	0
税引前当期純損失	388
法人税等	72
当期純損失	460

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 さくら会
理事長 馬場 義孝 殿

私は、医療法人社団 さくら会の令和7会計年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年8月25日
医療法人社団 さくら会
監事 馬場 裕美